

理由省略  
實行方法

- 一、執行委員は政府當局に強硬交渉すること。
- 一、社會民衆黨本部をして此が實現に努力せしめること。

二十六、勞働組合法即時制定要求の件

東京鐵工組合提出  
說明 井堀繁雄

理由

- 勞働組合法制定の根本は一、團結權の確立、二、勞働組合の堅實なる發展促進でなければならぬ。
- 第五十六議會に社會民衆黨より提案し委員會附託となりたる法案の要項と大正十五年第五十一議會にあらわれたる政府案要項との對照。
- 民衆黨案要項
- 一、組合員の制限を撤廢し同一又は類似の職業及産業に限定せざること。
  - 二、組合聯合體を法認する事。
  - 二、現存のもののみを認め今後のものを認めず。

三、組合が法人なることは自由たること。

四、勞働組合は團體行動に依り雇傭者に生ぜしめたる損害賠償の責任なきこと。

五、團結の自由を拘束妨害する雇主の行爲は犯罪として嚴罰する事

六、組合員にして組合に對し契約を履行せざる時は民事上の責任を科すること。

七、軍屬、官吏、一般頭腦勞働者に適用すること。

八、會議の決議を取消し規約の變更組合の解散其他一切の處分は裁判の判定を以てなすこと。

九、勞働組合が雇主又は其の團體と勞働協約を締結したる場合において之に反する組合員と雇主との單獨契約條項は無効とす。

三、組合は必ず法人とすること。

四、勞働組合は理事、其の代理人が其の職務を行ふに付き他人に生ぜしめたる損害を賠償する責任を「罷業等の場合について明ならず。

五、自由を拘束妨害する行爲契約は無効とするのみにて罰則なし。

六、なし。

七、之を禁し又は制限せんとす。

八、地方長官の權限を以てなす。

九、團體協約は特別法となさんとす